

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和5年(2023年)3月24日

北海道立室蘭高等技術専門学院長

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 事業名 | } 別紙「令和5年度(2023年度)7月～9月公共職業訓練一覧表」による |
| (2) 科目名 | |
| (3) 訓練の内容 | |
| (4) 訓練期間 | |
| (5) 実施地域 | |
| (6) 契約期間 | |

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 道税及び消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)。
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (9) 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。
- (10) 過去に起動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。

3 参加表明書の提出

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書を提出しなければならない。北海道立室蘭高等技術専門学院ホームページからダウンロード

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)3月30日(木) 17時(必着)
- (2) 提出場所 室蘭市みゆき町2丁目9番5号 北海道立室蘭高等技術専門学院 能力開発総合センター
- (3) 提出方法 持参又はファックス ファックス:0143-45-0441
ホームページのURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/>

4 企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)5月8日(月) 14時(必着)
- (2) 提出場所 室蘭市みゆき町2丁目9番5号 北海道立室蘭高等技術専門学院
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる)。

5 企画提案書の無効

公募型プロポーザル方式の参加資格を有しない者の提出した企画提案書は無効とする。

6 最良の企画をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。
この公募型プロポーザルは、令和5年度(2023年度)当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもって、初めて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続きの変更(中止を含む)を行うことがある。
なお、この場合、企画提案者の損害は補償しない。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道立室蘭高等技術専門学院 能力開発総合センター 担当:藤巻
- (2) 所在地 室蘭市みゆき町2丁目9番5号
- (3) 電話 0143-44-7820

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は企画提案書募集要領及び指示書による。